

# 建築物等の利用に関する説明書作成例（防災編）

## 〇〇地方合同庁舎の使用・保全に関する説明書

令和〇年〇月

国土交通省〇〇地方整備局営繕部

\* この作成例に掲載している図、写真等は作成例のために作図したものです。  
これまで整備した様々な建築物の情報から構成されていますので、部分的に整合が取れていない箇所があります。整備時点の内容を参照していますので、作成の際は最新の法令等をあわせてご確認ください。

## 目 次

1. はじめに(目的・概要)	
1) ○○地方合同庁舎の使用・保全に関する説明書の目的・概要 (作成例(防)1-1) . . . . .	2
2. 想定される災害等	
1) 建物の位置の評価(作成例(防)1-2) . . . . .	4
(1) 非常時の使用方法を想定することが必要な災害の把握 . . . . .	4
(2) 地震防災マップ等における敷地の震度分布想定 . . . . .	5
(3) 津波(高潮)・洪水ハザードマップ等における敷地の浸水深想定 . . . . .	6
(4) 火山ハザードマップ等における敷地の被害想定 . . . . .	8
3. 非常時の使用方法	
1) 非常時の対応(作成例(防)2-1) . . . . .	10
(1) 非常時の留意事項 . . . . .	10
(2) 避難誘導に係る留意事項 . . . . .	11
(3) 停電時に係る留意事項 . . . . .	14
(4) 火災時に係る留意事項 . . . . .	16
(5) 地震時に係る留意事項 . . . . .	18
(6) 台風・大雨時に係る留意事項 . . . . .	19
(7) 津波・高潮時等に係る留意事項 . . . . .	21
(8) 火山災害時に係る留意事項 . . . . .	23
(9) 雪害時に係る留意事項 . . . . .	25
4. ライフライン等設備の緊急点検実施方法と応急復旧の方法	
1) ライフライン等設備図(作成例(防)2-2) . . . . .	29
(1) ライフライン設備概略図 . . . . .	29
2) 緊急点検の実施方法及び応急復旧の方法【発災後】(作成例(防)2-3) . . . . .	33
(1) 緊急点検及び応急復旧の項目等 . . . . .	34
3) 業務継続計画のために考慮すべき事項(作成例(防)2-4) . . . . .	38
(1) 非常時に確保すべき発電装置用燃料備蓄量、水量等 . . . . .	39
4) 災害に備えた訓練(作成例(防)2-5) . . . . .	41
(1) 停電時に使用できる設備機器の周知 . . . . .	41
(2) 防災訓練における設備機器類の使用法の習熟 . . . . .	42
(3) その他設備機器の習熟 . . . . .	42

## 1. はじめに(目的・概要)

---

## 1) ○○地方合同庁舎の使用・保全に関する説明書の目的・概要（作成例（防）1-1）

---

○○地方合同庁舎の使用・保全に関する説明書（防災編）は、○○地方合同庁舎（以下「庁舎」という。）の使用に当たり、想定される災害や非常時の使用方法、ライフライン等設備の緊急点検実施方法等、防災の観点から必要な事項をまとめることで、庁舎が適正に使用、保全されることを目的として作成したものです。

### 国土交通省の問い合わせ先

次のような場合は、下記の連絡先にお問い合わせください。

- ①庁舎の機能、使用方法等に関することをご不明の点がある場合。
- ②庁舎に不具合がある場合。
- ③庁舎の保全業務に関するご質問等がある場合（B I M M S - Nの操作方法等を含む）。
- ④庁舎の改修工事、増築工事を計画する場合。

<連絡先>

○○地方整備局 営繕部 保全指導・監督室

電話番号：○○○-△△△-□□□□

## 2. 想定される災害等

## 1) 建物の位置の評価（作成例（防）1-2）

### （1）非常時の使用方法を想定することが必要な災害の把握

災害時における官庁施設の機能維持を検討する上で、想定される災害と被害予想を予め把握しておくことは重要です。建物が浸水想定区域にあれば、非常用の備蓄や発電機を、想定される浸水深さよりも高い位置に設置するなどして、災害時における機能停止のリスクを低減することができます。

近年の災害の激甚化により、地方公共団体によるハザードマップの作成が進み、震源による想定震度や河川氾濫による浸水想定区域など、災害の種類に応じた情報が提供されています。また、国土交通省では、災害の種類に応じたハザードマップの情報を容易に検索できるポータルサイト等を開設しています。災害時の業務継続等を検討する際の参考にしてください。

### ハザードマップポータルサイト

身のまわりの災害リスクを調べる

使い方    よくある質問    利用規約/オープンデータ配信

※お知らせ  
2025年10月3日 2023年10月3日から掲載していた大阪府 淀川水系 寝屋川流域（寝屋川・第二寝屋川・恩智川・平野川・平野川分水路・古川・橋根川・城北川）の浸水継続時間（想定最大規模）に誤りがあり、データを修正中のため、掲載を一時停止しています。  
寝屋川流域の浸水継続時間（想定最大規模）については大阪府のページをご確認ください。

#### 身のまわりの災害リスクを調べる

##### 重ねるハザードマップ

洪水・土砂災害・高潮・津波のリスク情報、道路防災情報、土地の特徴・成り立ちなどを地図や写真に自由に重ねて表示します。

#### 地域のハザードマップを閲覧する

##### わがまちハザードマップ

市町村が法令に基づき作成・公開したハザードマップへリンクします。

#### 住所から探す

住所を入力することで、その地点の災害リスクを調べることができます

例：茨城県つくば市北郷1 / 国土地理院

現在地から探す **現在地から探す**

新機能（災害リスク情報のテキスト表示）について

#### 地図から探す

地図を見る

#### 災害の種類から選ぶ

洪水    土砂災害    高潮    津波

都道府県

市町村

ハザードマップの種類

この内容で閲覧

- よくある質問は、[こちら](#)をご覧ください。
- 「重ねるハザードマップ」「わがまちハザードマップ」は、関係各機関が作成した災害リスク情報などの防災情報を、まとめて閲覧できるようにしたウェブサイトです。掲載されているデータの内容や、リスク情報の解釈等については、**作成した機関にお問合せ**ください。
- なお、作成機関については「[各種データの出典と掲載数のページ](#)」でデータ種類ごとに確認できます。

国土交通省 水管理・国土保全局 防災課 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 (代表電話) 03-5253-8111  
国土地理院 応用地理部 地理情報処理課 〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番 (代表電話) 029-864-1111

Copyright (C) Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism of Japan.

出典：国土交通省ハザードマップポータルサイト (<https://disaportal.gsi.go.jp/>)

## 1) 建物の位置の評価（作成例（防）1-2）

\*以下に災害別のハザードマップを例示します

（立地が異なる施設のハザードマップを引用して作成例としています）。

### （2）地震防災マップ等における敷地の震度分布想定

〇〇を震源とする地震が発生した場合、本庁舎においては震度が最大6強になると想定されています。



出典：山形県 HP

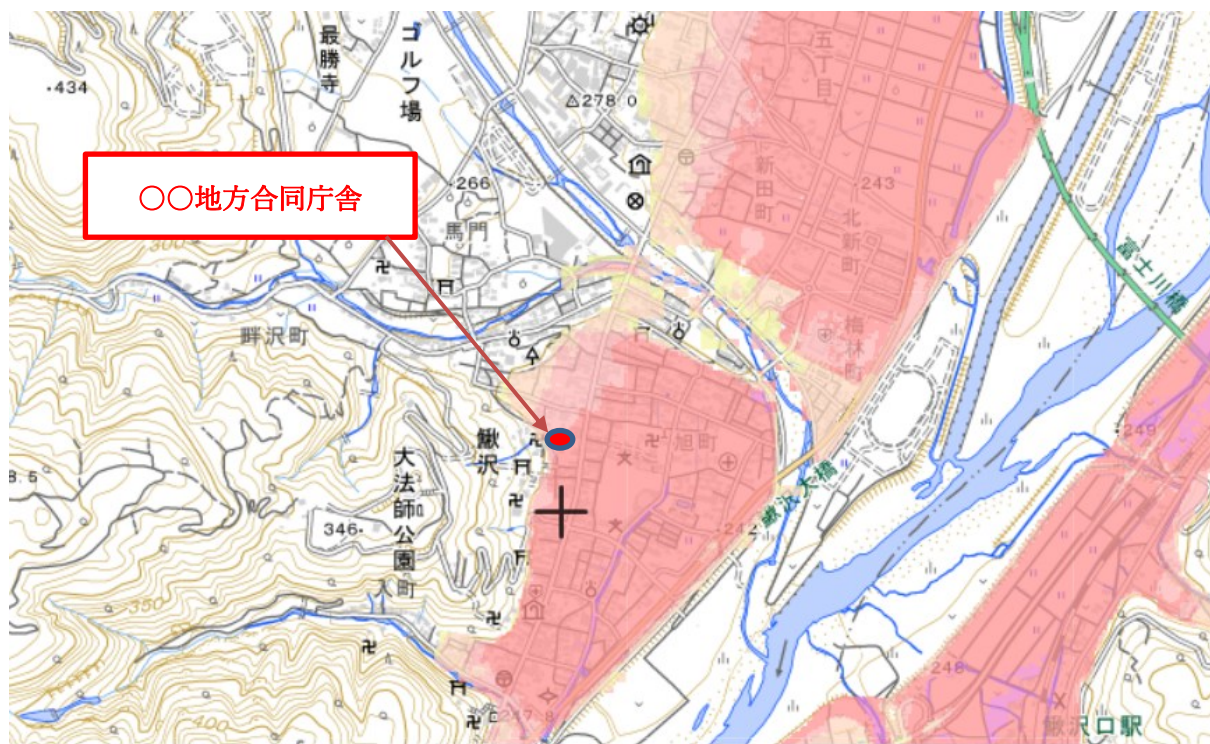
※マップは随時更新される可能性があるため、施設管理担当者が引継ぎ時に必ず引用元や作成日等確認し、更新が必要かどうか確認してください。

## 1) 建物の位置の評価 (作成例 (防) 1-2)

### (3) 津波 (高潮)・洪水ハザードマップ等における敷地の浸水深想定

#### 【洪水ハザードマップにおける敷地の浸水深想定】

本庁舎付近は河川氾濫による浸水が想定されています。想定浸水深は、地盤面から5～10mです。屋上は浸水時の避難場所として設定しています。



20m ~
10m ~ 20m
5m ~ 10m
3m ~ 5m
0.5m ~ 3m
0.5m ~ 1m
~ 0.5m
~ 0.3m

出典：国土交通省 HP

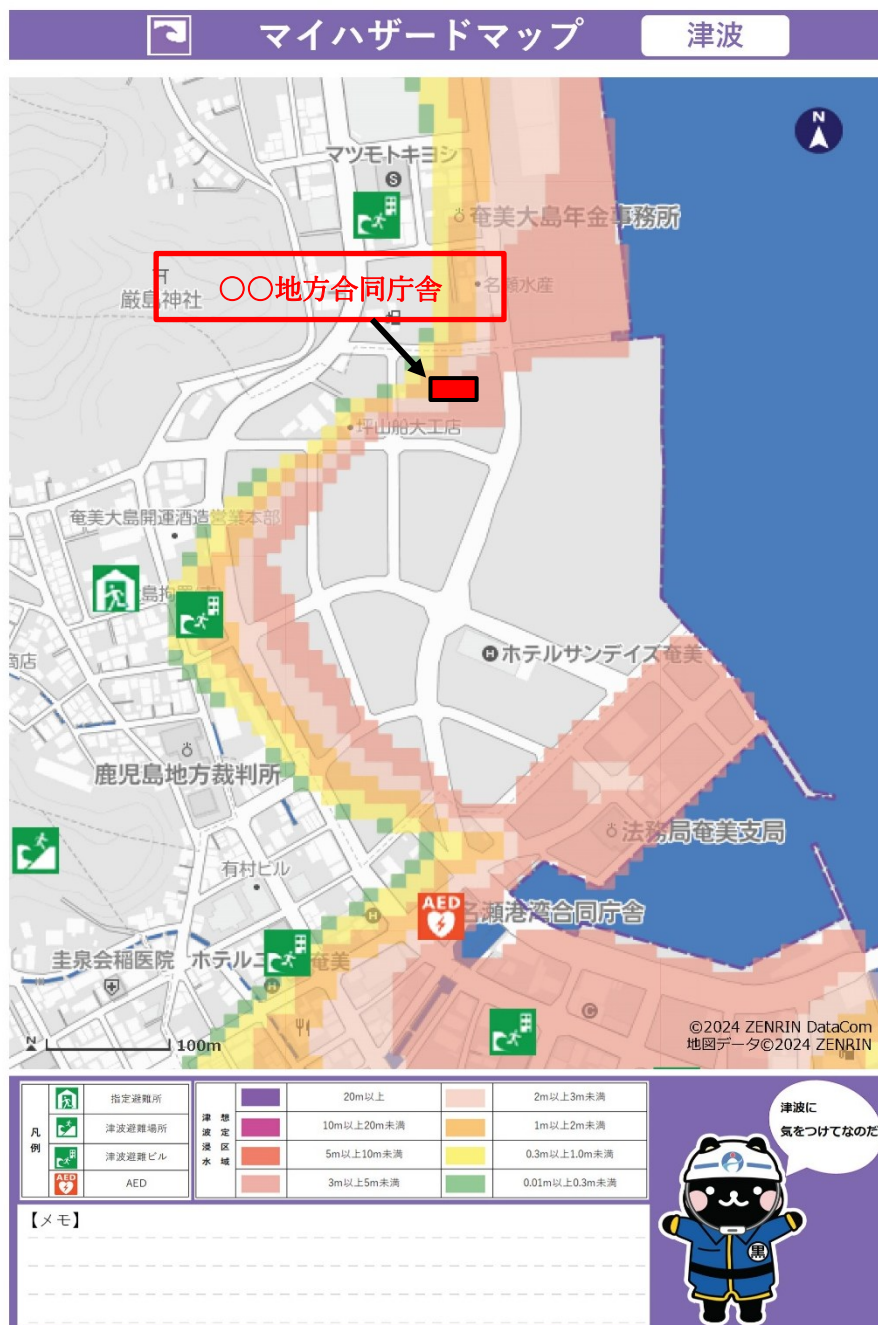
#### 想定浸水深

※マップは随時更新される可能性があるため、施設管理担当者が引継ぎ時に必ず引用元や作成日等確認し、更新が必要かどうか確認してください。

## 1) 建物の位置の評価 (作成例 (防) 1-2)

### 【津波ハザードマップにおける敷地の浸水深想定】

本庁舎の津波想定浸水深は、地盤面から3m～5mです。〇〇市の津波避難ビルに指定予定です。

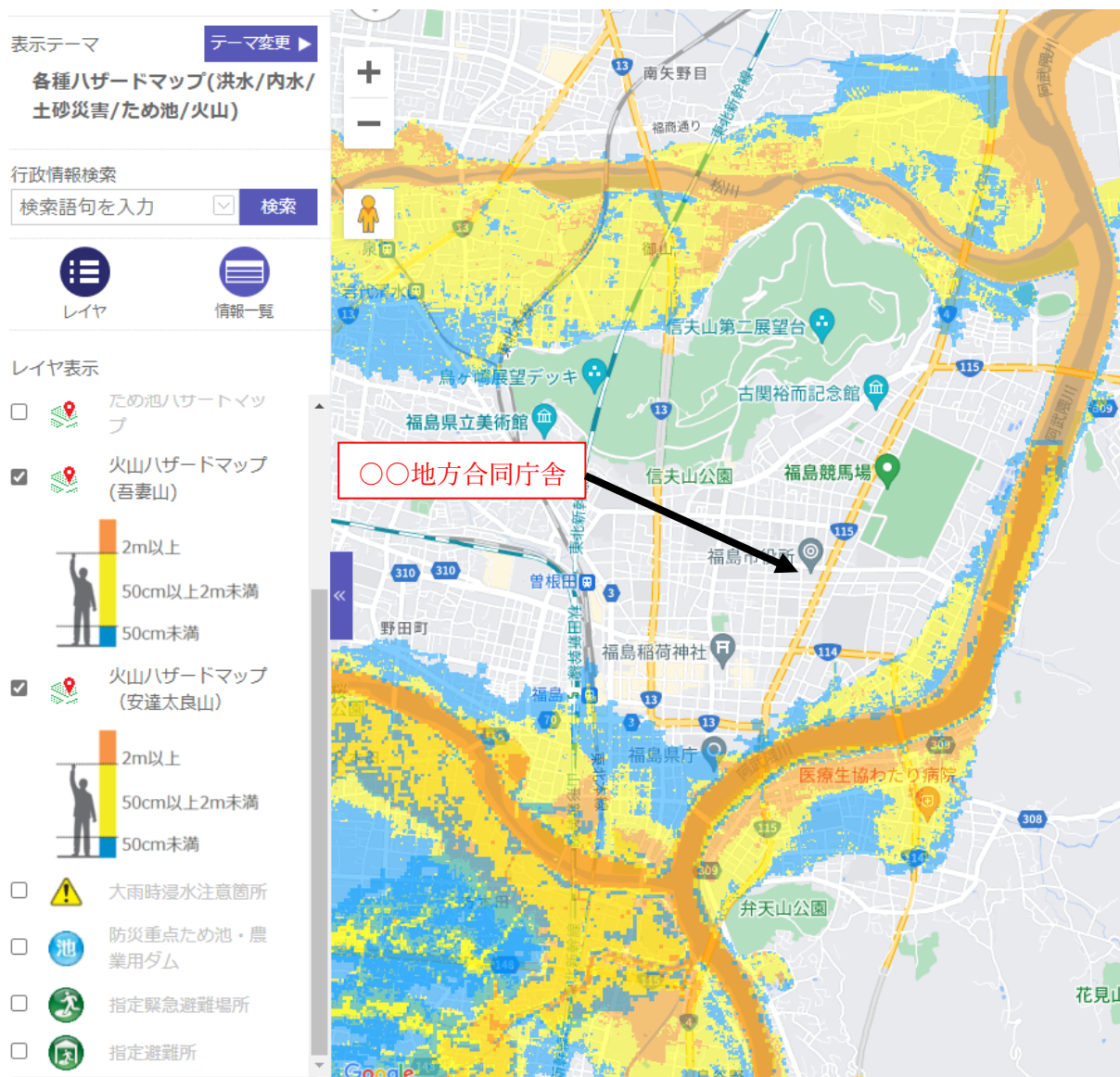


※マップは随時更新される可能性があるため、施設管理担当者が引継ぎ時に必ず引用元や作成日等確認し、更新が必要かどうか確認してください。

## 1) 建物の位置の評価 (作成例 (防) 1-2)

### (4) 火山ハザードマップ等における敷地の被害想定

重大な被害を及ぼす噴火が発生した場合、融雪による火山泥流が発生しやすくなる位置を示しています。本庁舎においては、氾濫水深は0cmです。



出典：福島市 HP

※マップは随時更新される可能性があるため、施設管理担当者が引継ぎ時に必ず引用元や作成日等確認し、更新が必要かどうか確認してください。

### 3. 非常時の使用方法

## 1) 非常時の対応（作成例（防）2-1）

### （1）非常時の留意事項

庁舎を利用するうえで様々な非常事態が想定されます。災害対策を時系列で考えた場合、事前の準備（計画の周知や機器等の機能把握や習熟）、直前の対策、発災時の対応、事後の対応等が考えられますが、災害の発生時期が想定できる/できない、発災時の被害が想定できる/できない等によって、検討できる内容が変わります。本庁舎では以下の8つの非常時の事例への対応を想定しています。

なお、一連の対応については、「4. ライフライン等設備の緊急点検実施方法と応急復旧の方法」においても参考となる視点をまとめて記載していますので、あわせて参照してください。

非常時の事例	時系列	発災時の機能及び事前の準備	直前の対策	発災時の対応	事後の対応
避難誘導に係る留意事項		・避難誘導計画の周知	—	—	—
停電時に係る留意事項		・機能確認 ・防災訓練等	—	—	—
火災時に係る留意事項		・機能確認 ・日常点検	—	—	—
地震時に係る留意事項		・機能確認 ・耐震固定等	—	—	—
台風・大雨時に係る留意事項		・日常点検	台風接近前 降雨前	—	台風後 降雨後
津波・高潮時等に係る留意事項		・避難計画の周知 ・機能確認 ・日常点検	—	冠水時	水がひいた後
火山災害時に係る留意事項		・降灰対策	—	—	降灰後
雪害時に係る留意事項		・除雪計画	降雪前	降雪時	降雪後

- ・発災時の機能及び事前の準備：対策の周知、機器類の機能の確認及び日常点検
- ・直前の対策：災害の発生時期が予想できる場合の対策。予想困難な事象の場合は無記入。
- ・発災時の対応：発災時の対応。被害が想定しがたい場合は無記入。
- ・事後の対応：発災後の対応。被害が想定しがたい場合は無記入。
- ・「—」となっている項目については、施設の運用に応じて適宜追記。

## 1) 非常時の対応（作成例（防）2-1）

### (2) 避難誘導に係る留意事項

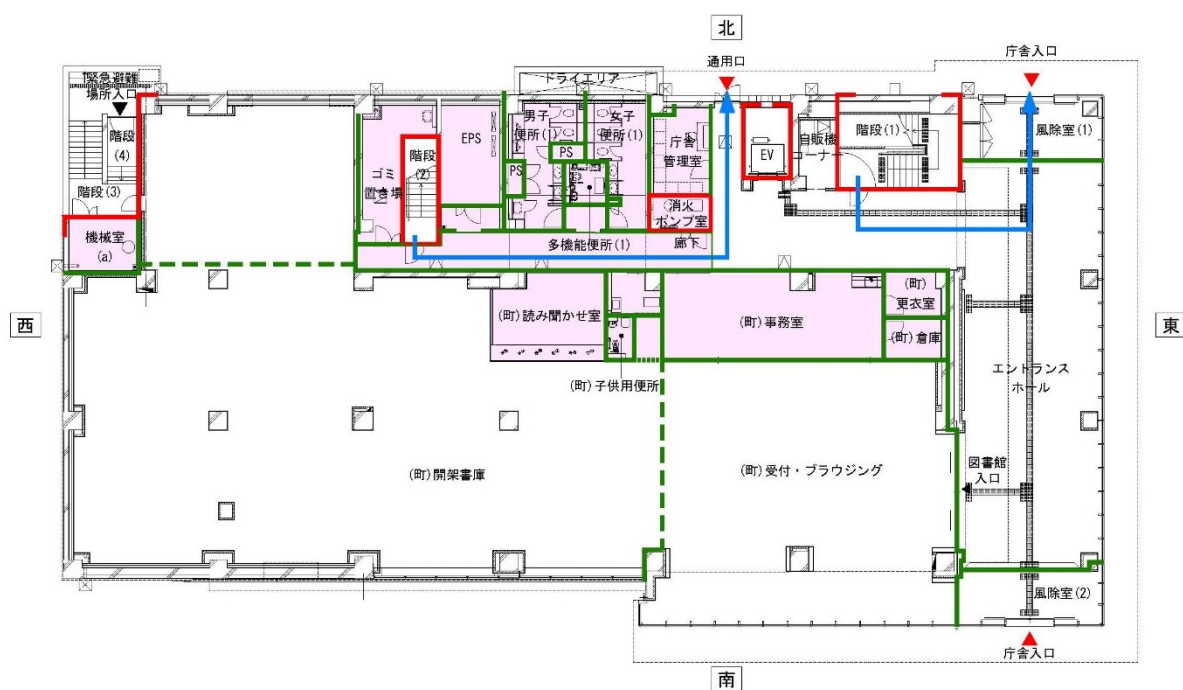
#### ■事前の準備（避難誘導計画の周知）

##### ① 避難ルート

- ・火災時には煙等による視界不良や自動的に閉鎖される防火扉等により、避難ルートが分かりにくくなります。平常時において避難ルートを職員に周知してください。
- ・庁舎東のメイン階段（階段（1））と中央の職員用階段（階段（2））が避難用階段となっています。
- ・避難ルートに避難の障害となるものが無いか確認し、ある場合は移動してください。
- ・避難にはエレベーターを使用しないように周知徹底してください。

#### [参考：防火区画・防煙区画、避難ルート]

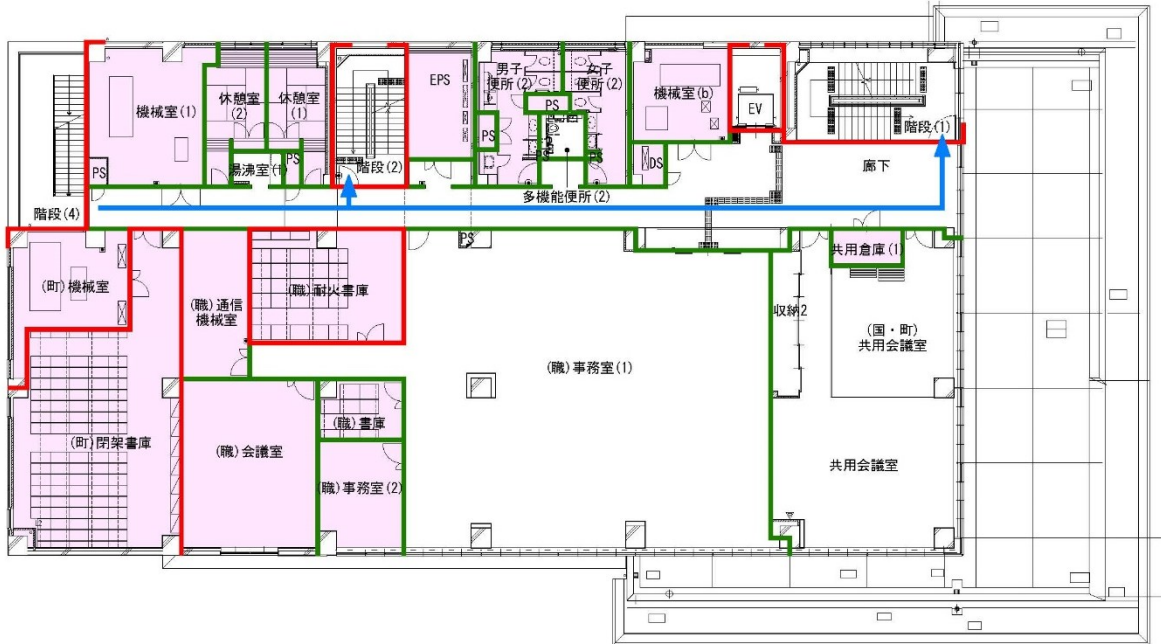
- ・本庁舎では避難ルートを以下の図のように想定しています。「〇〇地方合同庁舎の使用・保全に関する説明書（本編）（建築物等の利用に関する説明書作成例）」（以下「本編」という。）P〇〇の「2. 使用の手引き 3) 使用条件（3）防火区画・防煙区画・避難経路等の防災計画に関する条件」も参照してください。



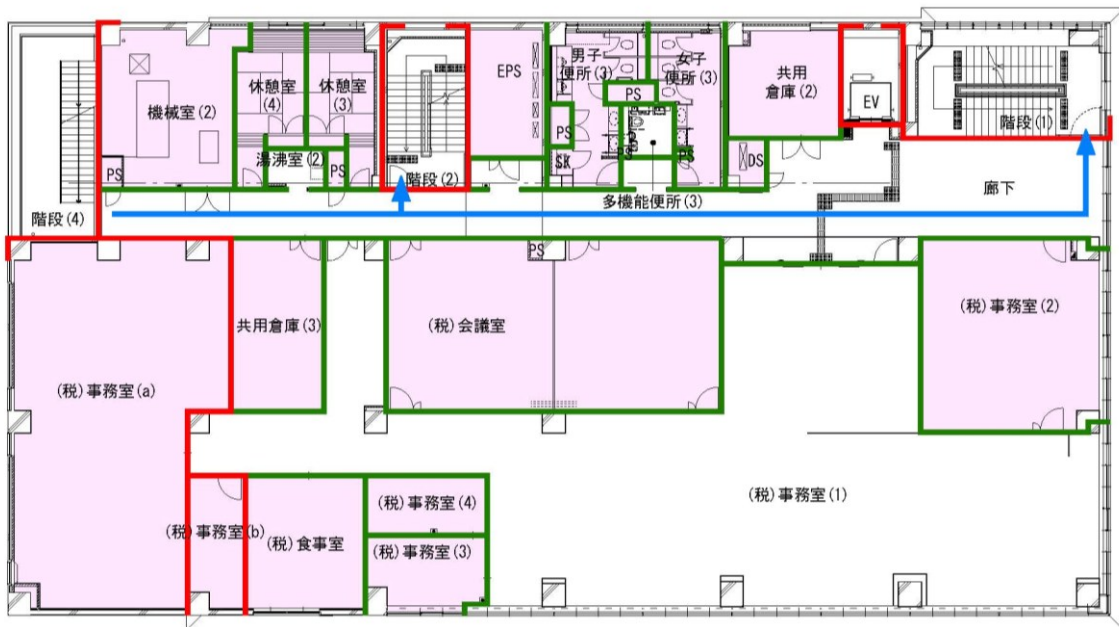
1 階平面図

凡例	
<span style="color: red;">—</span>	防火区画
<span style="color: green;">—</span>	防煙区画
<span style="background-color: pink; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	排煙免除部分
<span style="color: blue;">←</span>	避難ルート

1) 非常時の対応 (作成例 (防) 2-1)



2階平面図



3階平面図

凡例

<span style="color: red;">—</span>	防火区画
<span style="color: green;">—</span>	防煙区画
<span style="background-color: pink; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	排煙免除部分
<span style="color: blue;">←</span>	避難ルート



---

## 1) 非常時の対応（作成例（防）2-1）

---

### ② 消防・救助活動に使用する機能

- ・ 1階庁舎管理室では、非常時の来庁者等への警報や避難誘導、消防署への通報、初期消火等に確実に対応するための監視など、一元的な指揮、管理が可能です。

### （3）停電時に係る留意事項

停電は、あらゆる災害時において想定されます。送電停止や設備等の故障等、原因により対応が異なるため、状況を把握した後に行動してください。

部分停電は庁舎内の原因で発生します。本庁舎の電源や空調設備は、1階庁舎管理室の中央監視盤で集中管理されています。動力盤及び分電盤の主幹ブレーカーの遮断信号が中央監視盤へ移報されるので、停電箇所が特定できます。全館停電の場合、受変電設備遮断器の遮断信号や屋外引込開閉器（PAS）の開閉信号が中央監視盤へ移報されます。移報がなければ周辺地域一帯の停電と想定できます。

### ■停電時の機能（非常用発電装置等）

#### ① 全館停電

庁舎が停電した場合、周辺地域一帯の停電と庁舎のみの停電が考えられます。いずれの場合も庁舎の機能は一旦停止しますが、設置してある非常用発電装置によるバックアップが行われます。手順等は以下のとおりです。

- (ア) 各室には非常用照明が設置されています。停電直後に非常用照明が点灯し、最低限の照度を確保します。
- (イ) 停電後しばらくすると（停電後 40 秒以内）非常用発電装置が起動します。発電装置から電源を供給する回路（以下「発電機回路」という。）のコンセント（保安用コンセント）と保安用照明（事務室、廊下など 1 スパンに 1 灯）が使用できます。コンセント及び照明器具の配置は本編 P〇〇～〇〇「2. 使用の手引き 4）使用方法 ■電灯設備」を参照してください。発電装置は、〇〇時間程度運転できます。
- (ウ) 一般コンセントは使用できません。空調機も使用できなくなります。必要に応じて窓を開け、換気をしてください。
- (エ) 各階トイレ（男・女・車椅子使用者用）は非常用発電装置から、電源が供給されていますので、使用することができます。
- (オ) 停電が継続する時は、放送マイクを使用し、1階庁舎管理室及び3階事務室から一斉放送ができます。
- (カ) 商用電源が復電した時は、一旦発電機回路が切れた後、自動的に商用電源に切替わります。

#### ② 部分停電

庁舎全体の停電ではなく、特定の階又は限られた範囲が停電した時も非常用照明が点灯します。停電直後、廊下、居室の非常用照明が点灯し、最低限の照度を確保します。非常用発電装置は起動しません。

## 1) 非常時の対応（作成例（防）2-1）

### ③ その他

①、②のほかに、停電の状態として、以下のような事象が考えられますので、状況を把握してあわてずに行動してください。

(ア) 照明が一斉に消えた：主幹ブレーカー又は分岐ブレーカーが動作したことが考えられます。

その際は、1階庁舎管理室に連絡をして確認を依頼してください。

(イ) コンセント電源が落ちた：(ア)の場合と同じです。

(ウ) 空調機が止まった：1階庁舎管理室で常時状態を監視していますので、原因を確認後、復旧作業にかかります。必要に応じて、1階庁舎管理室に連絡をして確認を依頼してください。

### ■停電時の機能（エレベーター）

乗用エレベーターに乗っている時に停電した場合、落ち着いて以下のように行動してください。

(ア) 乗用エレベーターは一旦停止しますが、すぐに最寄階まで運転した後に戸が開きますので、速やかに外に出てください。非常用発電装置が起動すると、エレベーターは自動復旧します。

(イ) エレベーターのかご内に設置してあるインターホンを使用して、1階庁舎管理室と連絡を取ることができます。

### ■事前の準備（備蓄の確認、作動の確認）

#### ① 燃料タンク

- ・非常時に使用する発電装置の燃料タンク（主燃料タンクや燃料小出しタンク）の油種、油量の確認を行ってください。燃料が規定量に満たない場合には、不足分を補充してください。

#### ② 非常用照明

- ・非常用照明の点灯確認を行ってください。点検不良があれば、専門業者へ補修依頼し、災害時に備えてください。



燃料小出しタンク



非常用照明の点検

## 1) 非常時の対応（作成例（防）2-1）

### （4）火災時に係る留意事項

庁舎は耐火構造であるとともに、火災報知設備、消火設備等の防災設備を設けています。しかし、火災を発生させないことが最も大切です。各自火の元の管理を十分行い、日頃から防火体制を把握しておいてください。

#### ■火災発生時の機能（防災設備）

##### ① 防火区画・防煙区画

- ・防火区画・防煙区画の位置は本編P〇〇を参照してください。

##### ② 火災報知設備

- ・全館に熱感知器、煙感知器による火災報知設備を設置しています。火災報知設備は、火災による煙や熱を感知器が早期に自動的に感知して、警報ベルが駆動し庁舎内の人に火災を知らせます。
- ・各階に設置されている火災用の発信機を押すと警報ベルが駆動し庁舎内の人に火災を知らせます。職員は設置場所を把握しておいてください。
- ・火災時には1階庁舎管理室に設置されている火災報知受信機、各官署事務室に設置されている火災報知副受信機が発報します。表示窓で発報箇所を確認できます。



②発信機（起動ボタン）

##### ③ エレベーター

- ・エレベーターを使用している時に火災が発生した場合は、自動的に1階へ直行し戸が開きますので、速やかに外に出てください。20秒程度でエレベーターの戸が閉まり、運転休止になります。火災報知設備の発報信号を解除すると自動復帰します。

##### ④ 防火扉、防火シャッター等

- ・火災報知器の発報により、防火扉及び防火シャッターが閉鎖し、中央方式の空調機が自動的に停止します。
- ・防火扉は手で元の位置に復旧できます。防火シャッター及び中央方式の空調機は、1階庁舎管理室の中央監視装置にて復旧できます。



⑤自然排煙 手動開放装置

##### ⑤ 排煙装置

- ・庁舎は自然排煙方式となっております。窓の開放又は排煙オペレータの手動解放装置で排煙できます。

##### ⑥ 消火器、消火栓等（※ 消火器は、各官署で設置）

各階に屋内消火栓を設置しています。屋内消火栓で職員等による初期消火を行います。

設置場所は本編P〇〇「3. 保全の手引き 2) 保全の方法」の対象部分を参照してください。

## 1) 非常時の対応（作成例（防）2-1）

- ・ 消火器の使用方法
  - (ア) 黄色い安全栓を上方に完全に引き抜きます。
  - (イ) ホースを外し、火元に向けます（先のキャップは外さなくてよい。）
  - (ウ) レバーを強く握り、火元の手前からほうきで掃くようにして消します。
- ・ 屋内消火栓の使用方法（ノズルを持ちバルブを開けることにより、1名で操作します。）
  - (ア) 格納箱の扉を開き、ノズルを取り出します。
  - (イ) 消火栓弁を開き、起動ボタンを押すとポンプが起動します。（赤色表示ランプが点滅します。他の場所で放水している等で運転している場合にも点滅します。）
  - (ウ) ノズルを持ってホースを延長します。
  - (エ) ノズルを開き、放水消火にあたります。



### ■事前の準備（防災設備の点検・整備）

非常時の安全性を確保するため、建基法や消防法の規定により以下の設備を設置しています。定期的に点検を行い、適正に作動することを確認してください。防火戸や防火シャッター等については、障害物によって閉まらない状態になっていないかなど、周囲の状況についてもあわせて確認してください。

- ・ 建基法により設置を義務付けられている自然排煙設備、非常用照明及び特定防火設備（防火扉、防火シャッター）を設置しています。
- ・ 消防法により設置を義務付けられている、火災報知設備及び消火設備を設置しています。

---

## 1) 非常時の対応（作成例（防）2-1）

---

### （5）地震時に係る留意事項

庁舎の耐震性能は本編P〇〇「2. 使用の手引き 2) 施設概要（2）建築概要」を参照してください。地震時に関係する主な機能は、以下のとおりです。

#### ■地震発生時の機能

##### ① 放送設備

- ・地震の際には、1階庁舎管理室又は3階（税）事務室（1）から全館放送により、指示等を行うことができます。

##### ② エレベーター

- ・エレベーター使用時に地震感知器が作動する規模の地震が発生した場合は、自動的に最寄階に停止して戸が開きます。速やかにエレベーターから出てください。
- ・20秒程度でエレベーターの戸が閉まり、運転休止になります。運転休止状態でもかご内の戸開きボタンを押すと戸が開き、20秒程度で再び戸が閉まります。
- ・比較的弱い地震の時は地震が収まってから1分程度で自動復帰しますが、強い地震の時は自動復帰しません。その場合は、専門業者に点検及び復帰の操作を依頼してください。

##### ③ 受水タンク

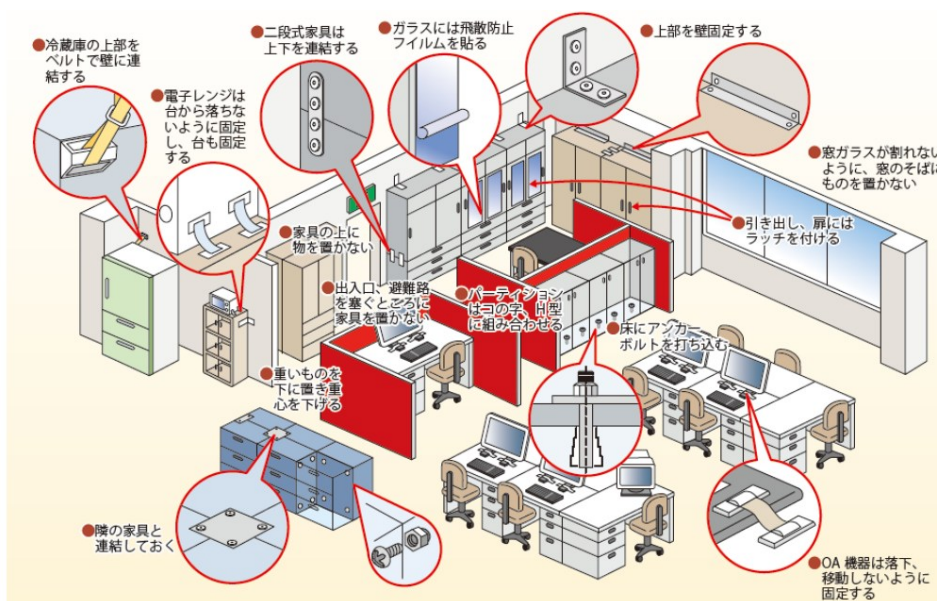
- ・震度5程度以上の地震が発生すると受水タンクに設置されている緊急遮断弁が閉鎖し、給水が停止します。
- ・地震後に配管等の点検及び緊急遮断弁の復帰を専門業者に依頼してください。

## 1) 非常時の対応（作成例（防）2-1）

### ■事前の準備（家具等の転倒防止等）

#### ① 家具等の転倒防止

- ・ 近年発生した地震における「けが」のうち、家具類の転倒、落下、移動等が原因のものが全体の約30～50%に達しています。また、家具類の転倒等は、避難通路の閉塞など、発災時に様々な危険をもたらします。
- ・ 家具の転倒防止対策として、家具の壁・床等への固定、家具の連結、背の低い家具の設置等があります。
- ・ 家具上の物品等の落下防止やコピー機等の移動防止も忘れずに実施してください。



出典：東京消防庁「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」

#### ② 建物周囲の状況確認

- ・ 外壁や外壁設置物の落下が想定される場合は、その周囲に立ち入り禁止措置を行ってください。
- ・ 擁壁やブロック塀などが崩れる恐れがある場所は、近寄り禁止の表示を行うなど、注意喚起してください。

### (6) 台風・大雨時に係る留意事項

台風や大雨は、他の災害と比較して予報が充実しており、テレビ、ラジオ、インターネット等の気象情報により影響を予測することができます。日頃からの飛散防止対策に加えて、台風・大雨が予想される場合は、事前及び事後に以下の対応をお願いします。

### ■事前の準備（転倒・脱落のおそれがある部位・部材に対する日常点検）

強風等で転倒や脱落等のおそれがある部位は、台風等の予報にかかわらず安全性を確保する必要があります。屋外に取り付けられた部材や設備機器等の飛散は重大事故につながる可能性があります。台風等の直前の点検では、対応が間に合わないおそれがありますので、日常点検において、安全性を確認してください。

- ・ 強風時に転倒しないように、手すり等のぐらつきがないか確認してください。
- ・ 強風時に転倒しないように、屋外機の固定を確認してください。

## 1) 非常時の対応（作成例（防）2-1）

- ・ 強風時に転倒しないように、屋外灯の支持及びポールの劣化を確認してください。
- ・ 強風時に樹木等の倒木のおそれのある物は、枝伐採などを行うようにしてください。
- ・ 排水状況を確認し、排水の詰まりのおそれがある場合には、清掃を行ってください。
- ・ 大雨時に雨水侵入のおそれがないように、屋上防水に浮き及び剥がれがないか確認してください。
- ・ 大雨時に雨水侵入のおそれがないように、窓周りシーリング材の劣化がないか確認してください。

### ■直前の対策（台風・大雨の予報を受けた対応）

- ・ 外部にある固定されていないものの飛散・流出を防ぐため、固定、建築物内部への移動又は撤去を行ってください。
- ・ 屋上のルーフトレンの清掃状況を確認し、排水の詰まりにより屋内への雨水侵入を防ぐために、雨水排水ルートを確認してください。
- ・ 地下ピット内にある排水ポンプの作動を確認し、ピット内が水没しないようにしてください。
- ・ 窓等の開口部の戸締りを確認し、雨水の吹き込みがないようにしてください。
- ・ 外部機器の飛散を防ぐため、固定ボルトや固定金具が外れていないか確認を行ってください。
- ・ 地下への雨水侵入のおそれがないか確認してください。雨水侵入のおそれがある場合には、対策として土嚢の敷設を行ってください。
- ・ 敷地内の斜面で土砂崩れのおそれのある場所がないか確認してください。土砂崩れのおそれのある場所に、ひび割れ、亀裂等がある場合は、雨水侵入を防ぐために、シート等による応急措置を行ってください。



屋上の雨水ドレンの目詰まりを除去する。

### ■事後の対応（台風通過後・大雨後の対応。必要に応じて実施）

#### ① 点検

- ・ 事前点検を実施した箇所の事後点検を行い、異常があれば詳細点検や補修を行ってください。

#### ② 清掃

- ・ 台風時の雨等による塩分の付着により錆びないように、屋外機等を洗浄してください。
- ・ 屋上のルーフトレンの詰まりを確認し、清掃してください。

## 1) 非常時の対応（作成例（防）2-1）

### （7）津波・高潮時等に係る留意事項（\*洪水時の留意事項としても参考としてください）

津波・高潮等の発生時には、身の安全を確保することが最優先です。そのため、日常から津波・高潮等の発生に対する対応について確認しておくことが重要です。

#### ■事前の準備（津波避難計画等の周知）

##### ① 避難の要否の把握

- ・ 庁舎上層への避難で対応できる津波の高さ等をあらかじめ、標高や建物高さから把握しておき、警報等の内容に応じて迅速に行動できるように準備してください。
- ・ 庁舎から避難する場合に備え、避難場所及び避難経路の安全性についても把握してください。

##### ② 津波避難ビル等の指定の把握

- ・ 本庁舎の屋上は津波発生時において地域住民の避難場所となります。夜間・閉庁時など職員不在時の対応方法についても事前に検討しておく必要があります。
- ・ 鍵で開ける場合は、避難が想定される住民等と鍵の保管場所を事前に決めるなどの対応が必要になります。



避難誘導サイン



避難階段進入口



津波避難スペース

#### ■津波・高潮発生時の機能

##### ① 水防設備（止水板等）の位置及び操作方法

- ・ 水防設備（止水板等）の位置及び操作方法については、いざという時に作動できるよう十分な点検・確認をしておいてください。電動式の場合、操作は水防設備の近くに設置されている操作盤で行います。
- ・ 停電時には、床内に専用のハンドルを差し込み、ハンドルを回すことで手動による操作ができます。
- ・ パネル式の場合は、操作に時間がかかる場合がありますので、事前に設置時間を確認したうえで、操作を開始する必要があります。

#### ■発災時（冠水時）の対応

##### ① 水防設備（止水板等）の操作

- ・ 操作時には、付近に車や人の通行や障害物がないことを十分確認してください。

## 1) 非常時の対応（作成例（防）2-1）



電動式水防設備（作動時）



操作盤



パネル式水防設備



手動操作用ハンドル

### ■事後の対応（水が引いた後の対応）

#### ① エレベーター

- ・ エレベーターは、庁舎が浸水し昇降路が冠水した場合、冠水管制運転機能により事前に設定された地上階に自動的に停止して戸が開きます。その場合は、速やかにエレベーターから出てください。
- ・ 万が一閉じ込められた場合は、エレベーター内に設置してあるインターホンを使用して、1階庁舎管理室と連絡を取ることができます。
- ・ 冠水後の昇降路の排水作業、冠水部分の部品の交換、試運転等は、専門業者へ依頼してください。
- ・

#### ② 電気設備

- ・ 受変電設備や発電装置などの電気設備が冠水した場合は、感電の危険性が高いことから、自ら操作せず、必ず電気主任技術者に連絡をとり、対応方法の指示を受けてください。
- ・ 冠水したコンセントや電気製品については使用せず、使用禁止の表示をしてください。

## 1) 非常時の対応（作成例（防）2-1）

### ③ 給排水設備

- ・ 庁舎が冠水した場合、庁舎周辺の下水道本管が損傷又は満水状態となり、庁舎内の排水を流すことができなくなる場合があります。
- ・ 災害時に屋外に簡易トイレ(別途備品)を設置できるマンホールトイレを3箇所設けています。利用時は公共下水道と敷地内の排水管に損傷がなく健全である場合のみ利用してください。



マンホールトイレ設置場所





マンホールトイレ

\*緊急用排水槽が設置されている庁舎の場合は、下記を参考に追記ください。

- ・ 緊急時でも排水が可能となるよう、手でバルブを操作して排水経路を切り替えることができます。切り替え用バルブがどこにあるか、事前に確認しておいてください。

### (8) 火山災害時に係る留意事項

火山災害は降灰、噴石、空振、火砕流、火山ガス、火山灰又は融雪による泥流等による災害が想定されます。これらの災害が発生した場合、施設管理、保全という観点からの災害対応を想定することは困難です。ここでは、位置・規模・構造の基準に基づき立地された官庁施設であることを前提に、想定される被害を降灰時の対応に限定しています。気象庁より噴火警戒レベルが発表された場合は、レベルに応じた対応を実施してください。

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベルとキーワード		説明			
					火山活動の状況	住民等の行動	登山者・入山者への対応	
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	レベル 5	避難		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要(状況に応じて対象地域や方法を判断)。	
			レベル 4	高齢者等 避難		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要(状況に応じて対象地域を判断)。	
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで  火口周辺	レベル 3	入山規制		居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活(今後の火山活動の推移に注意、入山規制)。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。	登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等(状況に応じて規制範囲を判断)。
			レベル 2	火口周辺 規制		火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活。(状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手順の確認、防災訓練への参加等)。	火口周辺への立入規制等(状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断)。
予報	噴火予報	火口内等	レベル 1	活火山で あること に留意		火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	特になし(状況に応じて火口内への立入規制等)。	

出典：気象庁 HP（噴火警戒レベル）

---

## 1) 非常時の対応（作成例（防）2-1）

---

### ■事前の準備（降灰への備え）

#### ① 情報の収集

- ・ テレビ、ラジオ、インターネット等により降灰情報を常時確認してください。

#### ② 灰侵入対策

- ・ 窓等の開口部の戸締まりを実施してください。
- ・ 灰はわずかな隙間より室内に侵入します。侵入を防ぐには、隙間に濡らした布や目張り等の養生テープが有効です。

#### ③ O A 機器等の保護

- ・ 火山灰はO A機器、カメラ等の精密機器の中にまで入り込み、修理ができないような故障を引き起こす可能性があります。
- ・ 火山灰は一般的なほこりと違って、とがった結晶質の構造をしているので、無理に拭き取ると表面に擦り傷がついたり、故障の原因になります。降灰前に保護カバー等による保護をご検討ください。

### ■事後の対応（降灰後の対応）

#### ① 室内に侵入した灰の除去

- ・ 室内に侵入した灰を掃除機やモップ等で清掃を実施してください。
- ・ 火山灰は細かい粒子ですので、表面仕上げ材の種類により、強く拭きすぎると傷がつくおそれがあります（金属、陶磁器、ガラス等）。濡らした布やスポンジ等でこすらずに軽くはたくように清掃してください。

#### ② 屋上に堆積した灰の除去

- ・ 屋上ルーフドレン廻りに堆積された灰の清掃及び敷地内の雨水桝や側溝等に堆積された灰の清掃を実施し、雨水排水経路を確保してください。

#### ③ エアフィルターの清掃

- ・ 空気調和設備の外気取入れ部には、エアフィルターが設置されていますので、火山灰の影響を考慮してエアフィルターの清掃を頻繁に実施してください。

#### ④ 作業場の留意事項

- ・ 屋外の清掃作業を行う場合は、防塵マスクを着用し、また目の刺激を防ぐため、コンタクトレンズを使わずにゴーグル又は眼鏡を着用しましょう。
- ・ 積もった火山灰を取り除く場合は、事前に湿らせてください。乾いた火山灰をほうきで掃くと、舞い上がり大量の火山灰を浴びることになるので注意が必要です。
- ・ 火山灰を水浸しにすると固い塊になって清掃が余計に困難になります。また、火山灰は滑りやすいので、タラップ等で屋根に上がる際には注意しましょう。
- ・ 火山灰の処分方法については、その地域の行政機関に確認する必要があります。火山灰は行政が指定した場所で特別に処理するため、通常のごみと分ける必要があります。

参考：「降灰の備え 事前の準備、事後の対応」（独）防災科学技術研究所

## 1) 非常時の対応（作成例（防）2-1）

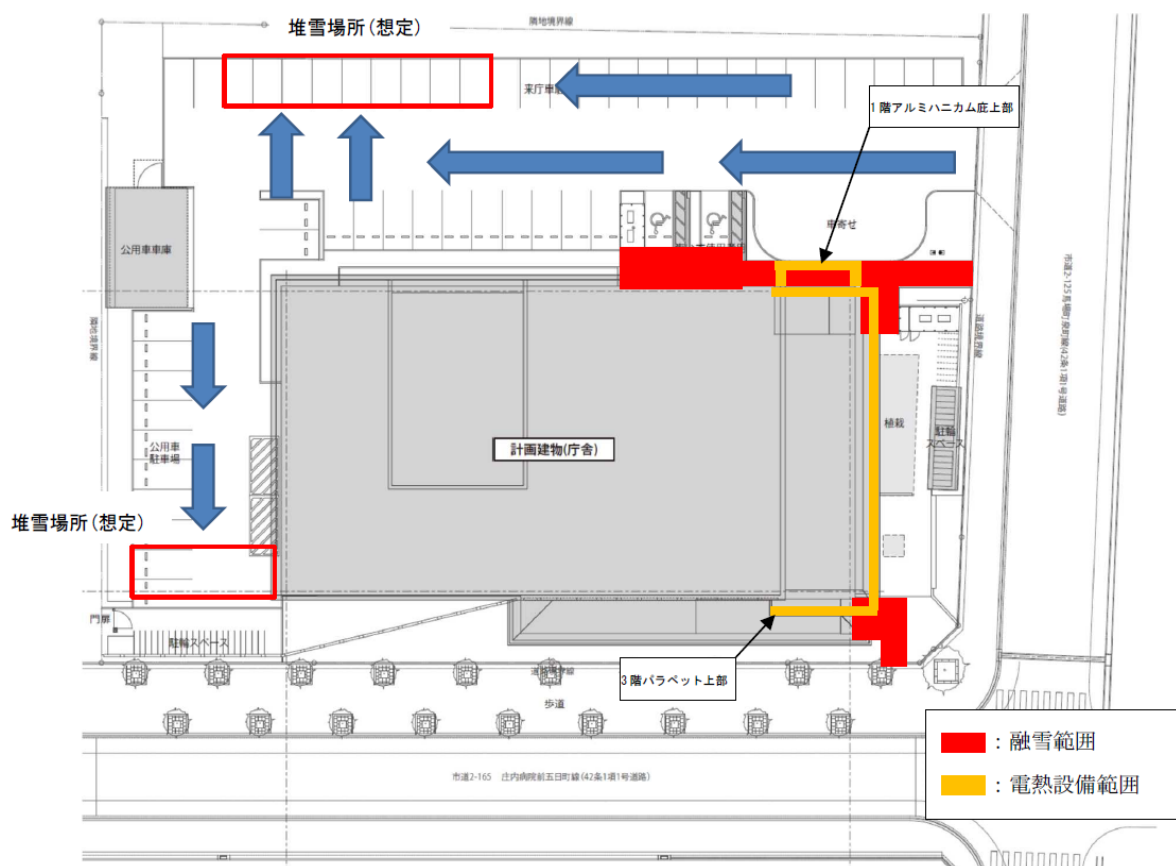
### （9）雪害時に係る留意事項

敷地内、庁舎の入り口部分に融雪設備を設置しておりますが、敷地内全てに雪が堆積する可能性があります。また、降雪から時間が経つほど地表付近の雪が凍るため、除雪作業が困難になります。

#### ■事前の準備（除雪計画の策定、資材の準備等）

- ・速やかに除雪作業を行うため、あらかじめ除雪範囲と雪の堆積場所といった除雪計画を定めておくとともに、スコップ、消雪材、ヘルメット等の除雪に必要な資材を用意しておく等の事前準備が重要です。

[除雪計画（参考）]



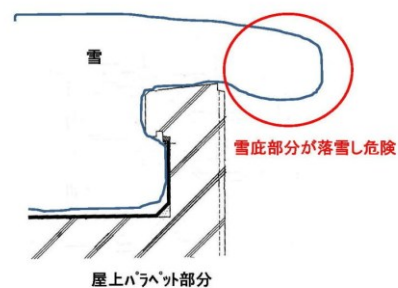
## 1) 非常時の対応（作成例（防）2-1）

### ■直前の対策（大雪の予報を受けた対応）

- ・ 事前準備の上、テレビ、ラジオ、インターネット等の気象情報から大雪が予想された場合は、次の(ア)～(エ)の対応を行ってください。
- (ア) 除雪作業を実施可能な職員を確認し、除雪作業を行うための体制を確保してください。
- (イ) あらかじめ決めておいた雪の堆積場所に車等の障害物を置かないよう、職員へ周知してください。
- (ウ) 凍結が予想される場合は、凍結防止剤を散布してください。
- (エ) 庁舎内では、暖房機能（機器、燃料等）が確保されているか確認してください。

### ■発災時（大雪の発生時）の対応

- ・ 大雪が発生した場合の除雪作業にあたり、次の(ア)～(ス)に留意してください。
- (ア) 降雪日の通常業務に支障が生じないように、業務開始時刻の 1～2 時間前には除雪作業を開始してください。
- (イ) 敷地入口の除雪を入念に実施し、道路渋滞のために来庁者が敷地に入車できないことがないようにしてください。
- (ウ) 庁舎は垂直積雪量〇〇cm の積雪荷重を見込んでいますので、積雪量が〇〇cm を超える場合は雪下ろしを行ってください。
- (エ) 転倒しやすいため、除雪作業時はヘルメット着用及び長靴等の滑り止め対策を実施してください。
- (オ) 屋上、庇等の高所の除雪作業を行う場合、安全帯を使用し、また、単独で行わず、必ず複数名で作業してください。これらの対応が困難な場合は業者に委託してください。
- (カ) 玄関庇や外壁上部笠木等から雪庇が張り出したりつららが発生したりしている場合、落下して通行人に被害を与えるおそれがありますので、除雪してください。  
なお、除雪が完了するまでは、落雪等のおそれのある部分への立ち入りを規制してください。
- (キ) 窓の高さを超えて積雪がある場合、窓が圧迫されて割れる可能性がありますので、除雪してください。
- (ク) 植木（特に低木）は積雪により枝折れが発生する可能性がありますので、除雪してください。
- (ケ) 庁舎の発電機室、機械室に設置されているガラリが積雪で埋設した場合、発電装置等の不完全燃焼により一酸化炭素が発生するおそれがありますので、除雪してください。
- (コ) 個別空調用パッケージ形空気調和機の屋外機が積雪で埋設すると故障する可能性がありますので、除雪してください。
- (サ) 屋外消火設備等が積雪で埋設すると緊急時に速やかに使用できなくなりますので、除雪してください。
- (シ) パラボラに着雪がある、UHF アンテナが積雪で埋設しているといった場合、テレビが映らなくなる可能性があります。必ずしも設備の故障によるものではありませんが、必要に応じて除雪してください。
- (ス) 車庫の電動シャッター着床部分に堆雪がある場合、誤作動する可能性がありますので、除雪してください。



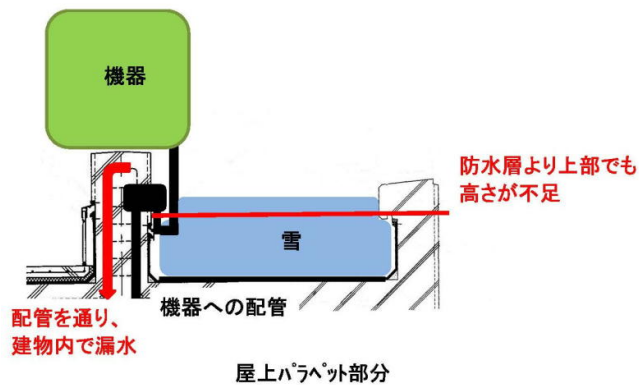
屋上パラペットの雪庇

## 1) 非常時の対応（作成例（防）2-1）

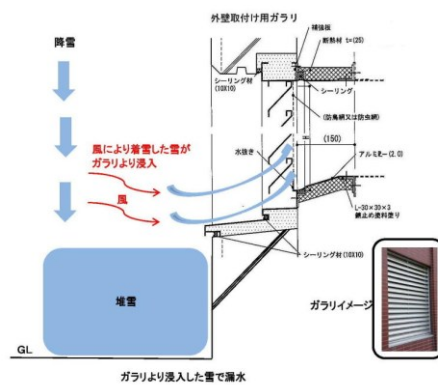
### ■事後の対応（降雪後から除雪までの対応）

雪がやんだ後において、次の(ア)、(イ)を確認してください。

(ア) 雪がやんでから数日後に天井面や壁面、機械室や電気室からの漏水が発生した場合、次のような雪だまりがないか確認してください。



天井面、壁面からの漏水



機械室、電気室からの漏水

(イ) 庁舎の屋上には太陽光発電が設置されていますので、落雪、落氷等により太陽光パネルに破損がないか確認してください。

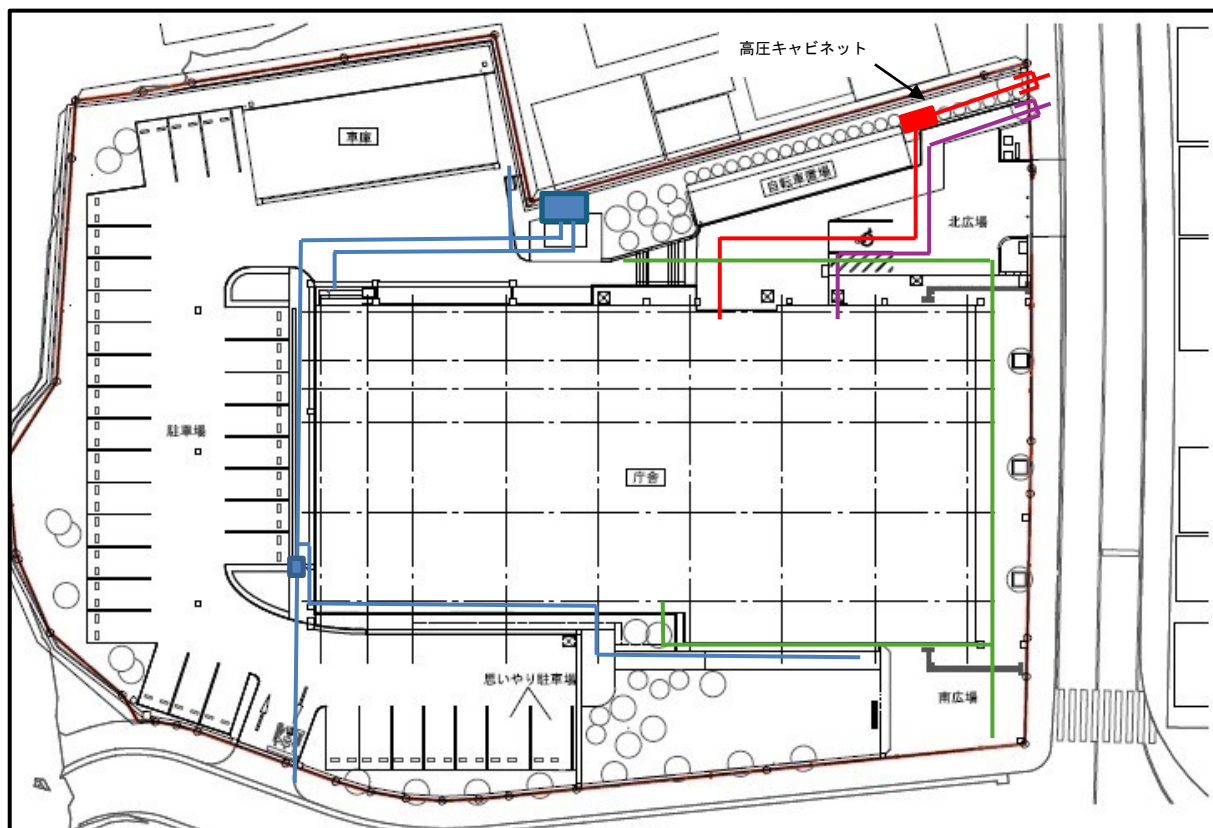
#### 4. ライフライン等設備の緊急点検 実施方法と応急復旧の方法

## 1) ライフライン等設備図（作成例（防）2-2）

災害発生時には、電気、ガス、給排水等のライフラインの機能停止や、建物内の設備機器が停止することがあります。本章では、各ライフラインの概要略図と緊急点検及び応急復旧の方法等を記載しています。

### (1) ライフライン設備概略図

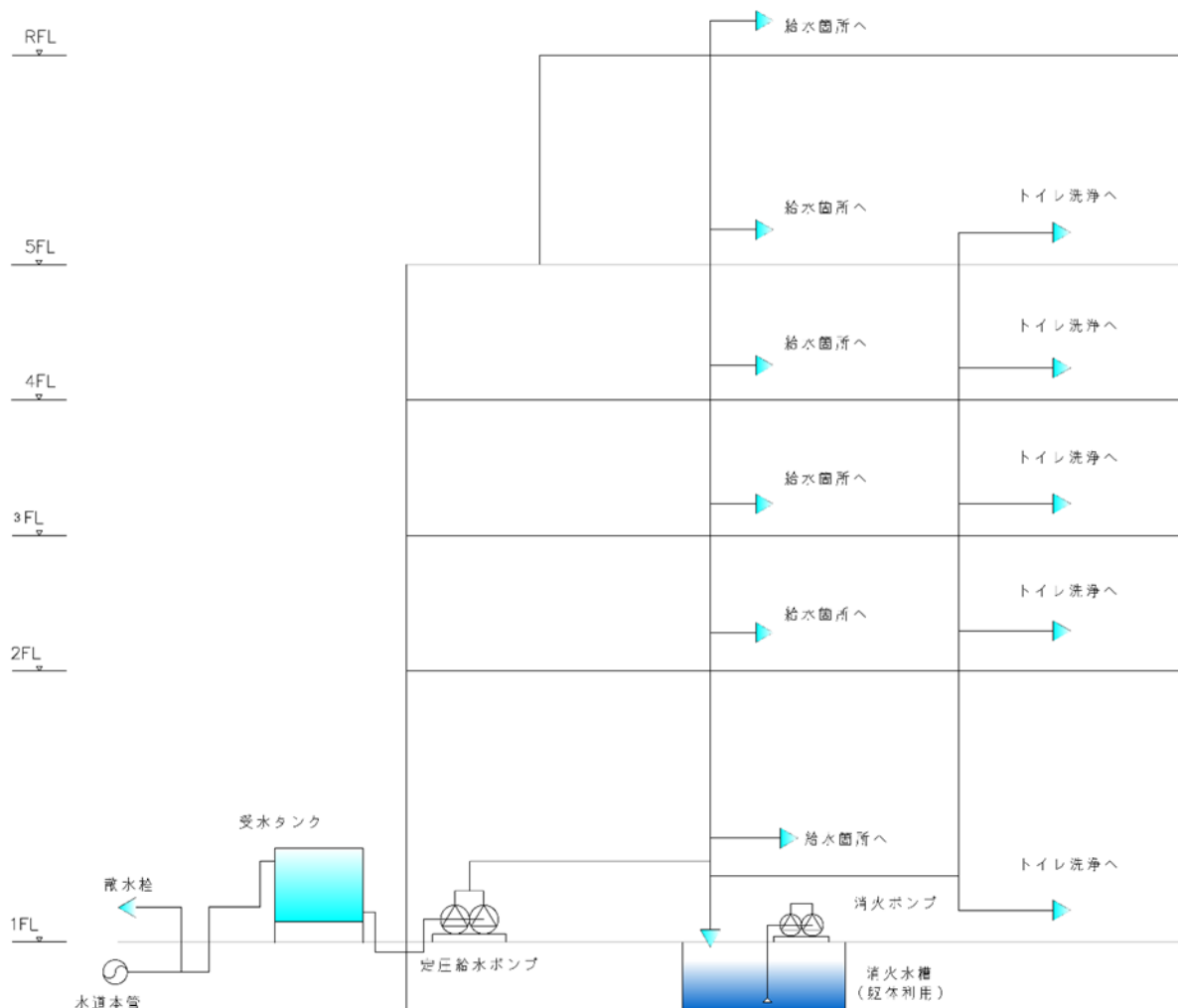
#### ■電気、給水引込み、排水接続図



- 電力
- 通信
- 給水
- 排水

## 1) ライフライン等設備図（作成例（防）2-2）

### ■給水設備システム図（受水タンク+ポンプ直送方式）

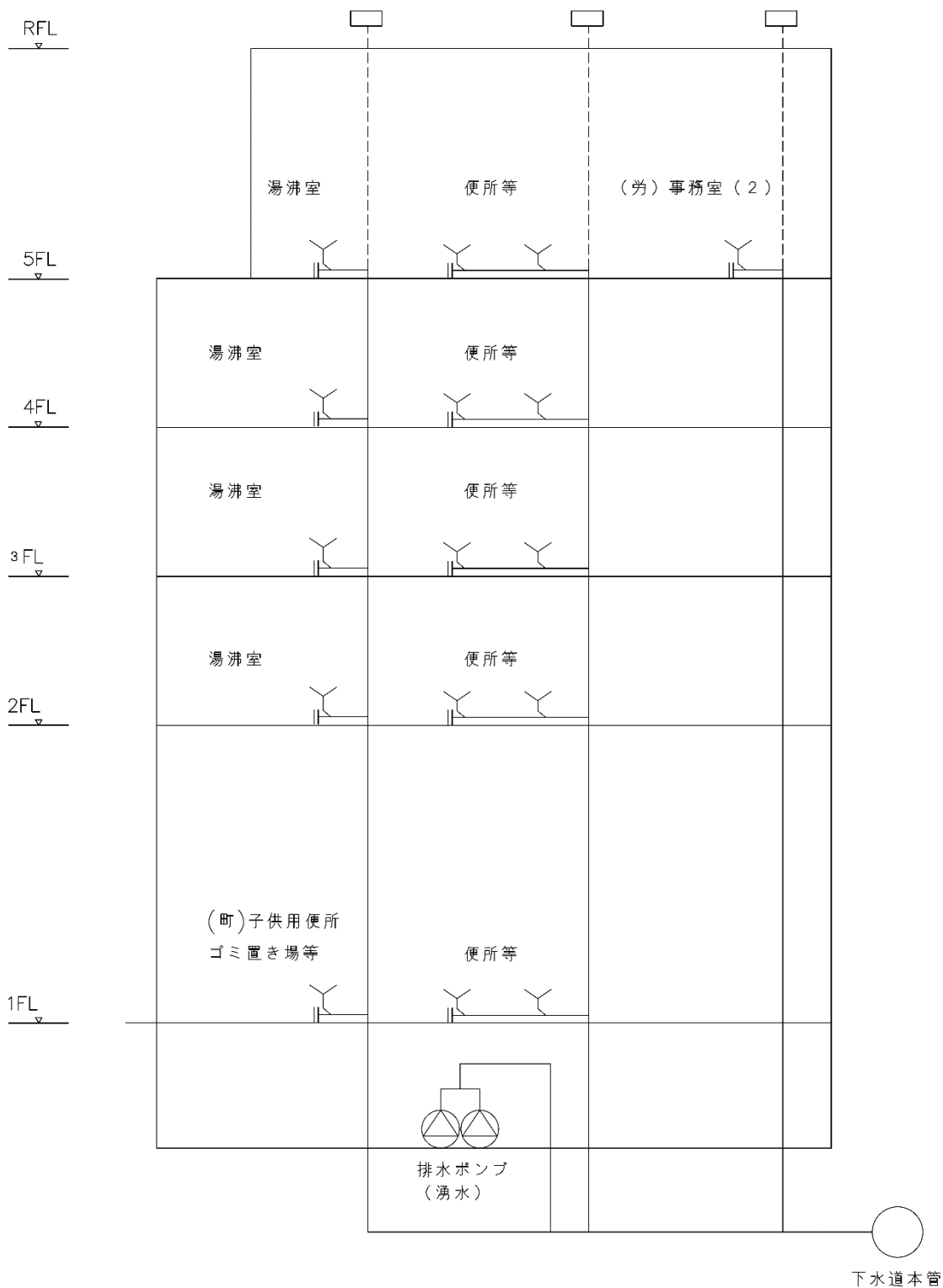


受水タンクの廻りには緊急遮断弁があります。

\*本給水システムの特徴と系統図などのほか、災害時の対応に配慮して記載すべき事項があれば、適宜盛り込んでおく必要があります。

1) ライフライン等設備図（作成例（防）2-2）

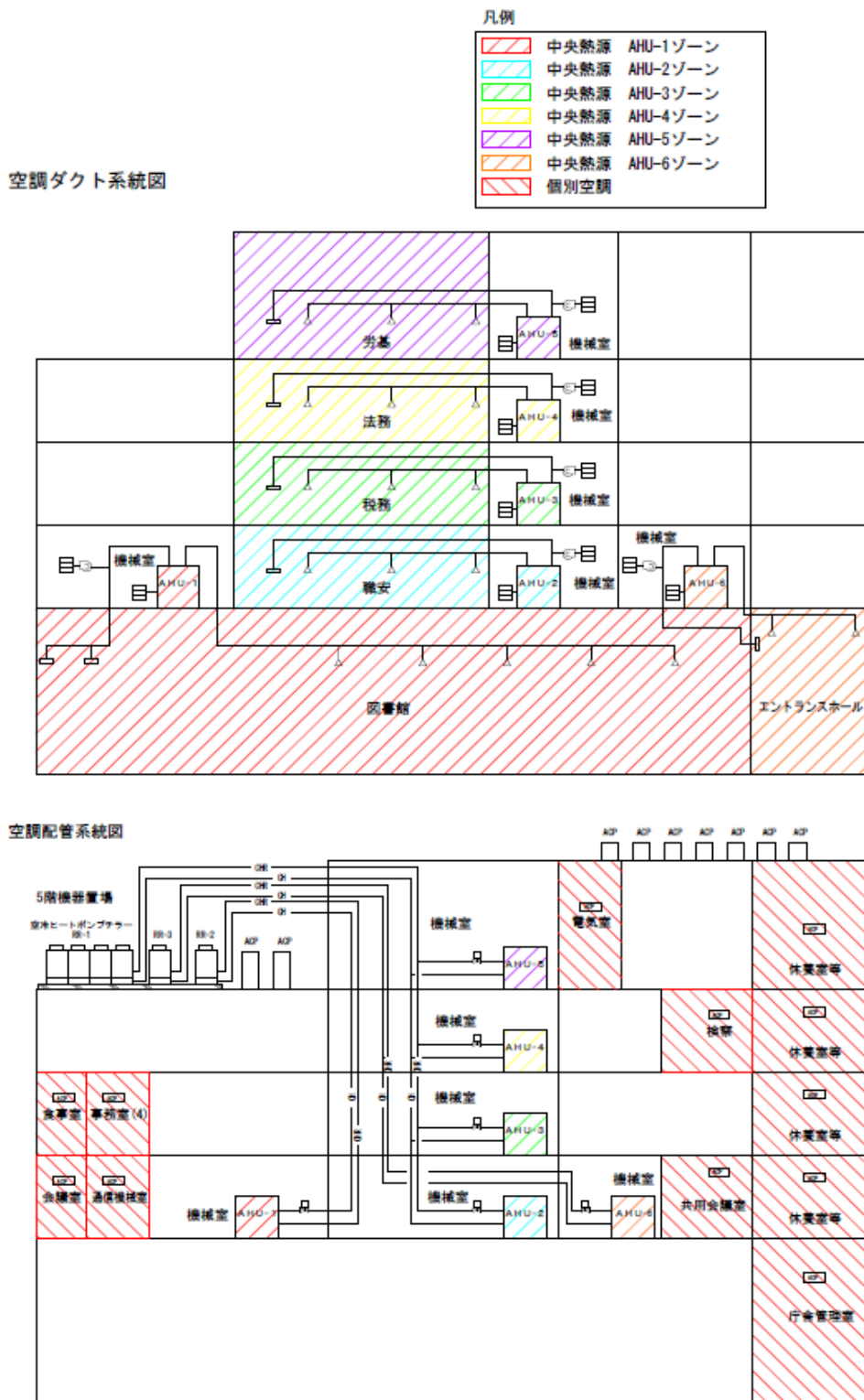
■排水設備システム図



\*本排水システムの特徴と系統図などのほか、災害時の対応に配慮して記載すべき事項があれば、適宜盛り込んでおく必要があります。

1) ライフライン等設備図（作成例（防）2-2）

■空調和設備システム図



\*本空調システムの特徴と系統図などのほか、災害時の対応に配慮して記載すべき事項があれば、適宜盛り込んでおく必要があります。

## 2) 緊急点検の実施方法及び応急復旧の方法【発災後】 (作成例(防) 2-3)

緊急点検の実施方法及び応急復旧を考える際の視点を以下に示しますので、これらの内容や後述する「(1) 緊急点検の項目、方法等」を参考に対応してください。

発災直後の施設機能の現状把握として「業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針」付録の発災時チェックシートや、後述する「(1) 緊急点検の項目、方法等」により、緊急点検を実施してください。また、「地震により施設が被災した場合の設備機器に関する注意事項」についても、あわせて参考としてください。

なお、発災時の施設機能の確認、緊急点検、応急復旧、その後の再稼働には建築及び建築設備の専門的知識を必要とすることが想定され、専門業者でなければ作業できないものも数多くあります。そのため、発災時の緊急対応として維持管理受託者等の支援を受けられるようあらかじめ体制を確保してください。

支援を受けられない場合は、落下物、挟まれ、感電等の事故に注意し、安全を第一として可能な範囲の確認としてください。(危険と思われる作業は、専門業者の到着を待って行ってください。)

出典 国土交通省 HP

- ・業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針  
付録 発災時チェックシート

[https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk2\\_000014.html](https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000014.html)

- ・地震により施設が被災した場合の設備機器に関する注意事項

<https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001490783.pdf>

(参考) 発災時チェックシートの種類

発災時チェックシートには、全体の整理表と構造体等、基幹設備機能、活動空間における機能、活動支援空間における機能ごとに、表1に示すものがあります。

表1 発災時チェックシートの種類

機能等	発災時チェックシートの種類	
構造体等	I次点検	II次点検(構造体の外部・内部の点検)、 III次点検(建築非構造部材の外部・内部の点検)
基幹設備機能	—	II次点検、III次点検
活動空間における機能※	—	II次点検、III次点検
活動支援空間における機能	—	II次点検、III次点検

※ 施設管理者用のものと各部局用(合同庁舎の場合等で使用)のものがあります。

このうち、構造体等のI次点検は、発災直後に、構造体の状況や火災の発生を確認し、建物に入ってよいかどうかを判断するものです。最初にこのI時点検シートを使用し、「初動対応開始」となった場合に、II次点検、III次点検へ移行することになります。

詳細については、業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針を参照してください。

## 2) 緊急点検の実施方法及び応急復旧の方法【発災後】 (作成例(防) 2-3)

### (1) 緊急点検及び応急復旧の項目等

#### 電力設備

##### ●非常用発電装置について

###### 【緊急点検の実施方法】

非常用発電装置は、電力会社の商用電源が途絶した時、自動で起動し発電機回路（保安用電灯、保安用コンセント、給・排水ポンプ等）に電力を供給するようにセットされており、活動拠点室等での電力使用が可能となります。

このため、商用電源停電後、非常用発電装置が自動で起動した場合、次の確認を行ってください。

なお、確認に当たっては、施設管理者で対応できることと、専門家でないと対応できないことがあります。定期点検等で非常用発電装置を稼働させた時に、施設管理者で対応できることを確認しておくとともに、運転時の状態（音、振動、臭気等）及び停止の方法を把握しておいてください。

（例）施設管理者による対応

- ・燃料配管系統（緊急停止バルブの状況、配管の継ぎ手部分などからの漏れなど）を目視や臭気の有無などにより確認
- ・排気系統に異常音や異常な振動が見られないかの確認
- ・エンジン廻りの潤滑油の漏れや冷却水廻りの漏れ等の有無の確認
- ・起動装置廻り及びバッテリー廻り（バッテリーの液漏れ等の有無）の確認

確認の結果、定期点検時等の運転状態と大きく異なり危険と判断される場合は、施設の運用を停止し、専門業者の到着を待って運用再開の判断をしてください。

##### ●保安用照明、コンセント等への電力供給について

###### 【緊急点検の実施方法】

発電機回路のコンセント（保安用コンセント）と保安用照明が使用できるので、電力供給を確認してください。コンセント及び照明器具の配置は本編P〇〇～〇〇「2. 使用の手引き 4) 使用方法 ■電灯設備」を参照してください。

###### 【応急復旧の方法】

- ・事務機器や照明器具の中には、復電時に自動復帰しないものがあります。自動復帰しないものについては、電源を入れ、ブレーカーが落ちないことを確認し、稼働させてください。

#### 通信・情報設備

##### ●業務継続に必要な通信機器の動作について

###### 【緊急点検の実施方法】

- ・電気が供給されていることを確認の上、電話、スマートフォン、防犯機器類等の動作を確認します。本施設に基地局等設置されている場合には、目視にて状態を確認します。
- ・インターネットについても接続状況を把握します。

\*電話回線等の途絶を許容できない場合は、衛星電話の採用を検討します。なお、衛星電話には様々な種類があり、その内容については、通信キャリアに確認します。

---

## 2) 緊急点検の実施方法及び応急復旧の方法【発災後】 (作成例(防) 2-3)

---

### 空気調和設備

#### ●停電時の空調について

##### 【緊急点検の実施方法】

- ・発電装置より電力供給がある系統は、操作盤等で状況を確認します（あらかじめ稼働に関する優先順位を把握しておきます）。

##### 【応急復旧の方法（商用電源復電時）】

- ・電源復旧を確認した上で、スイッチを入れます。

#### ●降灰時の排水の対応について

##### 【緊急点検の実施方法】

- ・ドレン系統の放流先が降灰により詰まっていないかを確認します。

##### 【応急復旧の方法】

- ・灰を除去します。

### 給水設備

#### ●業務継続に必要な給水機能について

##### 【緊急点検の実施方法】

##### <受水タンク+ポンプ直送方式の場合>

- ・受水タンク、小形給水ポンプユニット、緊急遮断弁等に異常はないか、主給水管等の破損はないかを、目視及び触診（危険のないもの）等により確認します。
- ・ポンプ起動盤に電力が供給されているかを確認します。電圧計より電力の供給が安定しているか確認します。
- ・滅菌装置等が機能しているか確認します。
- ・管轄の水道局の情報を確認します。

##### <水道直結方式の場合>

- ・配管内に圧力が残っている場合のみ、配管からの漏水が確認されるが、圧力が低下するとその確認が困難となります。
- ・管轄の水道局の情報を確認します。

##### 【応急復旧の方法】

##### <受水タンク+ポンプ直送方式の場合>

- ・給水配管に漏水がある場合は、その配管系統のバルブを閉じます。
- ・ポンプ廻りに漏水がある場合もバルブを閉じ、専門業者により復旧を行います。  
なお、ポンプや配管が健全で発電装置が運転可能な場合は水栓から、それ以外の場合は受水タンクから直接の給水となります。

##### <水道直結方式の場合>

- ・水道直結による給水栓を利用します。

---

## 2) 緊急点検の実施方法及び応急復旧の方法【発災後】 (作成例(防) 2-3)

---

### ●停電時の対応について

#### 【緊急点検の実施方法】

<受水タンク+ポンプ直送方式の場合>

- ・発電装置に電源供給が切り替わっているか確認します。

#### 【応急復旧の方法(商用電源復電時)】

<受水タンク+ポンプ直送方式の場合>

- ・電源復旧を確認した上で、スイッチを入れます。  
※水質の安全を確認した上で使用してください。

### ●断水時の対応について

#### 【緊急点検の実施方法】

- ・給水本管からの給水が停止しているかどうか、水道直結による給水栓を開き確認します。

#### 【応急復旧の方法】

<受水タンク+ポンプ直送方式の場合>

- ・受水タンクの残水量を把握します。
- ・給水利用マニュアル(1人1日4リットル(飲用水)、30リットル(雑用水)として何人分利用できるか等々予めシミュレーションしたマニュアルを準備する)を利用して、給水計画を立てます。  
※水質の安全を確認した上で使用してください。

## 排水設備

### ●業務継続に必要な排水機能について

#### 【緊急点検の実施方法】

- ・建物内排水配管に損傷がないか、天井点検口やパイプシャフト点検口などからのぞき込み確認します。また、天井に染みなどがなくとも図面とともに確認します。
- ・屋外排水管は建物から出た所にある枦から、最終枦までを図面とともに破損がないか確認します。場合によっては、水を流すなどして流れを確認します。

#### 【応急復旧の方法】

- ・建物内において排水管の漏れなどが見つかった場合には、その系統の排水設備(便所、洗面所、給湯室等)の使用を禁止します。
- ・建物外の排水枦や枦と枦間の地盤の変形等による配管の損傷など不具合がみられる場合は、不具合のないところから利用します。
- ・明らかに地盤の変形等が著しく、建物外の排水設備に全面的に不具合が見られる(流れない)場合には、簡易便所設置に移行します。

---

## 2) 緊急点検の実施方法及び応急復旧の方法【発災後】 (作成例(防) 2-3)

---

### ●公共下水道途絶時の対応について

#### 【緊急点検の実施方法】

- ・建物の内外共排水設備に不具合が見られなくとも、公共下水道の管理者より汚水・雑排水の放流を停止させられた場合には、建物内に一時的に貯留できる地下水槽などがある場合を除いて、排水系統の使用を禁止します。

#### 【応急復旧の方法】

- ・建物内に一時的に貯留できる貯留槽などがある場合には、満水警報が鳴るまでは使用可能です。
- ・貯留槽の使用が困難な場合や設置がない場合等は、簡易便所の設置を早急に行います。

### ●降灰時の排水の対応について

#### 【緊急点検の実施方法】

- ・全体的な降灰量を確認し、道路側溝やため桝内の降灰量の様子を確認します。

#### 【応急復旧の方法】

- ・側溝内の灰を除去します。

## ガス設備

### ●業務継続に必要なガス設備について

#### 【緊急点検の実施方法】

- ・緊急遮断弁が自動的に遮断していることを確認します。
- ・ガス使用室において、ガス漏れ警報器などの作動状況を確認します。  
なお、ガス漏れ警報器が一般電源により動作するものの場合、停電により動作していないこともあるので、併せて確認し、元栓が開いている場合は閉じます。

#### 【応急復旧の方法】

- ・安全が確認できるまで使用禁止とします。
- ・安全が確認できた後、緊急遮断弁への電源供給を確認のうえ、復旧作業(バルブを戻す)を行います。

## エレベーター設備

### ●管制運転の移行状況等について

#### 【緊急点検の実施方法】

- ・管制運転への移行を確認します。
- ・閉じ込められた人やけが人、急病人等がないか確認します。

#### 【応急復旧の方法】

- ・自ら再始動させず、エレベーター管理会社による点検後に復旧させます。

### ●エレベーターピット、シャフトの浸水時の対応について

#### 【緊急点検の実施方法】

- ・管制運転への移行を確認します(エレベーターピットに設置してある冠水センサにより、エレベーターは最下階以外の階で停止します)。
- ・閉じ込められた人やけが人、急病人等がないか確認します。

#### 【応急復旧の方法】

- ・自ら再始動させず、エレベーター管理会社による点検後に復旧させます。

### 3) 業務継続計画のために考慮すべき事項（作成例（防）2-4）

業務継続のための非常時に確保すべき条件や施設の現状を把握するため、平時より「業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針」付録の施設機能チェックシート等を活用して確認を行ってください。

施設機能チェックシートは、施設機能の現状把握、施設機能目標の設定を行うものであり、参考様式として、以下のものがあります。

- I. 耐震安全性等
- II. 基幹設備機能
- III. 活動空間における機能
- IV. 活動支援空間等における機能

表 1 官庁施設内の機能

機能	内容	対象となる空間
基幹設備機能	電力、通信・情報、給水、排水、空調、監視制御、エレベーターに係る設備の整備内容	—
活動空間における機能	右記空間の整備内容や明るさ、情報化対応、空調機能等	災害対策本部 応急業務エリア 一般継続重要業務エリア
活動支援空間における機能	右記空間の整備内容や明るさ、電力、情報化対応、空調機能、給排水機能等	活動支援室（トイレ、備蓄倉庫等、電気室、通信室、機械室、サーバ室等） 活動通路（廊下、階段等）

出典 国土交通省 HP

- ・業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針  
付録 施設機能チェックシート

[https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk2\\_000014.html](https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000014.html)

### 3) 業務継続計画のために考慮すべき事項（作成例（防）2-4）

#### （1）非常時に確保すべき発電装置用燃料備蓄量、水量等

##### ＜非常時に確保すべき発電装置用燃料備蓄量の条件＞

ここには、業務継続計画策定に必要となる発電装置の概要を記載しています。

なお、非常時において確保すべき発電装置の負荷における連続運転可能時間及び燃料備蓄量は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(平成 25 年制定)」による乙類の仕様としています。

本庁舎は、避難、消火等における人命の安全のための設備機能が確保できる建物としており、災害時の活動拠点となる建物ではありません。供給負荷としては法的に必要な防災負荷のほか、保安電灯、保安動力への電源供給を行います。燃料備蓄量は発電装置運転時間の〇〇時間程度としています。

燃料の備蓄量を超える運転時間となる場合に備え、平時から供給先を確保することも想定してください。

- ・ 発電装置：低圧 75kVA 低圧ディーゼル発電機
- ・ 燃料：軽油
- ・ 供給負荷（以下の表を参照）

	一般停電時供給負荷	火災停電時供給負荷	備考
消火ポンプ	—	○ (5.5kW)	
燃料移送ポンプ	○ (0.4kW)	—	
直流電源装置	○ (1.4kW)	○ (1.4kW)	
保安用照明	○ (9.5kVA)	—	1 スパンに 1 灯
保安用コンセント	○ (11.7kVA)	—	
給排気ファン	○ (0.8kW)	—	
エレベーター	○ (5.6kVA)	—	
給水ポンプ	○ (4.4kW)	—	
排水ポンプ	○ (2.4kW)	—	
1 階庁舎管理室	○ (1kVA)	—	
発電装置補器	○ (2kVA)	○ (2kVA)	
合計	9.4kW + 29.8kVA	6.9kW + 2kVA	

### 3) 業務継続計画のために考慮すべき事項（作成例（防）2-4）

#### <非常時に確保すべき水量の条件>

ここには業務継続計画策定に必要となる飲料用及び雑用の保有水量を記載しています。

なお、非常時において確保すべき水量は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(平成 25 年制定)」による乙類の仕様としています。

#### ■施設の貯水量

受水タンクに期待できる保有水量 :  $7\text{m}^3 \times 70\% = 4.9\text{m}^3$

(算出根拠)

確保すべき水量 =  $Qa + Qb$

$Qa = qa \cdot n1 \cdot t1 / 1000$

$Qb = (qb \cdot n1 \cdot t1 + qc \cdot t1) / 1000$

$Qa$  : 飲料用水の必要貯水量 ( $\text{m}^3$ )

$Qb$  : 雑用水の必要貯水量 ( $\text{m}^3$ )

$qa$  : 一人当たり一日使用量 = 4 ( $\text{L}/\text{人} \cdot \text{日}$ )

$qb$  : 一人当たり一日使用量 = 30 ( $\text{L}/\text{人} \cdot \text{日}$ )

$qc$  : 重要設備（大地震動後の災害応急対策活動に最低限必要な設備）の機能確保に必要な補給水 1 日使用量 ( $\text{L}/\text{日}$ )

$n1$  : 全職員数 (人)

$t1$  : 大地震動後、一般職員が施設を離れるまでの日数 (日)

庁舎の条件設定

$qc$  :  $0\text{L}/\text{日}$

$n1$  : 123 人

$t1$  : 1.0 日

$Qa$  (飲料用水) =  $4 \times 123 \times 1.0 / 1000 = 0.5 \text{ m}^3$

$Qb$  (雑用水) =  $(30 \times 123 \times 1.0 + 0 \times 1.0) / 1000 = 3.7 \text{ m}^3$

確保すべき水量 =  $Qa + Qb = 0.5 + 3.7 = 4.2\text{m}^3$

#### ■排水機能の確保

庁舎は「災害応急対策活動に必要な施設」ではないため、必要排水容量を貯留する排水槽は設置していません。

---

## 4) 災害に備えた訓練（作成例（防）2-5）

---

災害時に使用する設備機器を円滑に使用するためには、平常時より、試運転や訓練の機会を活かして、設備機器の周知や操作、運転状況に慣れておくことが効果的です。以下に、関連する取組を示します。

### （1）停電時に使用できる設備機器の周知

発電装置の容量の制限内に収めるため、停電時に使用できる設備機器は、災害時に職員が滞在する事務室や職員が利用する便所等の照明や、外部との連絡手段となる通信機器用のコンセント等に限定しています。災害時に使用する室等を検討する場合は、停電時に使用できる器具のプロット図を確認するようにしてください。

#### ① 保安用照明器具

- ・ 停電時に使用できる照明器具をプロット図等で職員へ周知してください。
- ・ 保安用照明器具の配置については本編P〇〇～〇〇を参照してください。

#### ② 保安用コンセント（発電装置から電源を供給する回路のコンセント）

- ・ 停電時に使用できるコンセントをプロット図等で職員へ周知してください。
- ・ 保安用コンセントと一般回路のコンセントは色を変えて識別できるようにしています。コンセントの種類や配置等の詳細は本編P〇〇～〇〇を確認してください。
- ・ コンセントへの接続の方法について、取扱説明書等を職員へ周知してください。

#### ③ パッケージ形空気調和機

- ・ 停電時に使用できるパッケージ形空気調和機をプロット図等で職員へ周知してください。

#### ④ 電気温水器その他設備機器等

- ・ 停電時に使用できる電気温水器やその他設備機器等をプロット図等で職員へ周知してください。

#### ⑤ エレベーター

- ・ 停電時に、最寄り階に停止後、停止することを職員へ周知してください。

---

## 4) 災害に備えた訓練（作成例（防）2-5）

---

### （2）防災訓練における設備機器類の使用方法の習熟

防災訓練や点検時の試運転を活用して、実際に発電装置を動かし、受電を発電装置に切り替えるなど、災害応急対策活動と同じ状態にして訓練を行うことは、災害発生時における課題の把握や対応の検討に有効です。以下に訓練の手順を示します。

#### ① 訓練の周知

- ・ 訓練の事前説明、館内掲示、開始前の館内放送など、事前周知を行います。

#### ② 訓練

- ・ 停電から復電までの時間を確認します。
- ・ 燃料残量を確認します。
- ・ 照明の稼働状況を確認します。
- ・ コンセントの稼働状況を確認します。災害時に使用する機器類を接続した状態で行ってください。
- ・ ネットワーク機器の稼働状況を確認します。
- ・ パッケージ形空気調和機の稼働状況を確認します。
- ・ 電気温水器その他設備機器等の稼働状況を確認します。
- ・ エレベーターの稼働状況を確認します。

#### ③ 課題の抽出、対応の検討

- ・ アンケート等を実施して課題（計画との齟齬）を抽出します。
- ・ 課題を解消するための対応を検討します。

### （3）その他設備機器の習熟

- ・ 水防設備等、災害時に使用する機器の訓練における操作の習熟を促してください。